

令和5年

第5回教育委員会定例会会議録

令和5年4月27日

水戸市教育委員会

令和5年第5回教育委員会定例会

1 開催日時 令和5年4月27日(木) 午後5時27分 開会  
午後6時02分 閉会

2 開催場所 ホテルレイクビュー水戸 3階 雅

3 出席者 教育長 志田晴美  
委員 富田教代(教育長職務代理者)  
委員 篠崎和則  
委員 内田和子

4 欠席者 委員 丸山陽子

5 説明のため出席した職員の職、氏名

|               |      |
|---------------|------|
| 教育部長          | 三宅修  |
| 総合教育研究所長      | 瀧健一  |
| 参事(県費負担教職員担当) | 嶋志田泰 |
| 参事兼教育企画課長     | 菊池浩康 |
| 技監兼学校施設課長     | 和田英嗣 |
| 参事兼歴史文化財課長    | 小川邦明 |
| 参事兼中央図書館長     | 林栄一  |
| 学校管理課長        | 山田規生 |
| 学校保健給食課長      | 相沢秀幸 |
| 生涯学習課長        | 湯澤康一 |
| 教育研究課長        | 安田理恵 |

6 傍聴人 なし

7 本日の日程

(1) 議事

議案第15号 水戸市教育支援委員会の委員の委嘱又は任命について【非公開】

(2) その他

① 本市のいじめ対応について【公開】

## 8 会議の概要

午後5時27分 開会

○志田教育長 ただいまから、令和5年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日、丸山委員から欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

初めに、非公開とする案件についてお諮りいたします。

本日の案件のうち、議案第15号につきましては、非公開の取扱いといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

【議案第15号 水戸市教育支援委員会の委員の委嘱又は任命について：非公開】

○志田教育長 次に、その他に移ります。

その他(1) 本市のいじめ対応について、説明願います。

安田教育研究課長。

○安田教育研究課長 それでは、その他(1) 本市のいじめ対応につきまして、御説明いたします。  
資料の5ページをお開き願います。

1のいじめに関する基本的な考え方でございますが、(1)いじめの定義につきましては、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係にあるほかの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとしております。

また、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であり、被害の陰湿さや軽重、回数、力関係は無関係であり、加害者の意図、故意の有無についての限定はありません。

次に、(2)いじめの解消の定義についてでございますが、こちらは、加害者への指導や加害者が被害者に謝罪したことでいじめが解消したと判断するのではなく、いじめに係る行為が、目安として3か月やんでいること、被害児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされる必要があります。

次に、2の本市の取組でございます。

まず、(1)組織の設置について、いじめ防止対策推進法に基づき、3つの組織を設置しております。

アの水戸市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの未然防止等に関係する機関や団体の連携を図ることを目的に、学校関係者、教育委員会、警察や児童相談所、また水戸地方法務局の職員など20名で構成しております。

イの水戸市いじめ問題調査委員会は、重大事態に係る事実関係等に関する調査・審議を行うために、弁護士をはじめ、医師や臨床心理士、社会福祉士などの10名で構成をしております。

そして、ウの水戸市いじめ再調査委員会は、市長部局で設置いたしますが、学校、または教育委

員会の調査結果を受け、再調査が必要であると市長が判断した場合に、市長の諮問に応じ、教育委員会、または学校による調査結果について調査・審議を行うものでございます。

次に、(2)の水戸市のいじめの未然防止の取組でございますが、こちらに記載のとおり、月1回以上のあいさつ運動の実施をはじめ、SNSによるいじめに関する講演会などを実施しております。

また、(3)いじめの早期発見・早期対応につきましては、スクールカウンセラーや心の教室相談員によるカウンセリング体制の充実をはじめ、警察や児童相談所、市長部局の子育て支援課との連携や、昨年度の9月から開設しております児童生徒の1人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口の開設などがございます。

次に、6ページをお開き願います。

3のいじめ重大事態への対応でございますが、(1)重大事態の定義としましては、いじめ防止対策推進法において、まず、いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、もう一つは、いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、年間30日を目安とし、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと規定されております。

次に、(2)重大事態発生時の流れについてですが、まず、いじめが発生した場合、学校でいじめ防止対策委員会を開催し、いじめ重大事態か否かを学校が判断し、教育委員会へ報告します。

教育委員会は、学校への聞き取り等を行い、いじめ重大事態であることが確認された場合には、市長へ報告し、併せて茨城県へ報告しております。

また、教育委員会は、当該案件について、学校で主体的に調査をするのか、または教育委員会で調査するのかを判断します。

学校が調査主体になった場合には、学校いじめ防止対策委員会において調査し、教育委員会が調査主体になった場合には、先ほどの水戸市いじめ問題調査委員会を開催し、委員による調査を実施し、調査結果を市長へ報告してまいります。

そして、学校または調査委員会の調査報告結果を受けた市長が、さらなる調査が必要と認めるときは、市長が設置する水戸市いじめ再調査委員会による再調査を行います。

また、この再調査の結果については、議会への報告が義務づけられております。

次に、(3)いじめ重大事態への対応の徹底についてでございますが、令和5年3月に文部科学省から通知がございまして、令和5年4月1日に創設されたこども家庭庁と文部科学省が必要な情報を共有することで、いじめ重大事態調査における第三者の確保や運用等についての改善など、必要な対策を共に講じることとなったことから、4月1日以降に市長に発生報告を行った重大事態については、文部科学省へ報告することとなりました。

7ページをお開き願います。

こちらの通知を受け、いじめ重大事態が発生した場合、これまでは、先ほどの流れのとおり、学校は教育委員会へ報告し、教育委員会は市長へ報告するとともに茨城県へ報告しますが、市立学校の場合は、報告はここで終了となります。しかしながら、4月1日以降は、県は市から報告を受けた後、文部科学省へ報告します。そして、文部科学省とこども家庭庁が連携して報告書等を分析し、重大事態調査の運用改善やいじめ防止の対策の強化に向けた検討を行います。

また、こども家庭庁や関係府省と連携し、対応に係る支援を行ってまいります。

水戸市における近年のいじめ重大事態の発生状況でございますが、令和2年度に小学校1件、中学校1件の計2件ございました。

いずれにつきましても、こちらの流れに沿って適正に県に報告をしております。

また、今年度4月に入り、最近ですが、1件、中学校で重大事態が発生したことから、県へ報告を行っているところでございます。

また、イの国における対策でございますが、文部科学省では、助言等を行ういじめ自殺等対策専門員を増員するとともに、こども家庭庁では、いじめ調査アドバイザーを設置し、重大事態調査委員の確保が困難な場合などに人材の紹介を行うなど、第三者性確保に関する助言体制を整備することとなっております。

今後につきましても、子どもたちの小さなサインを見逃さず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめの問題対策に取り組むとともに、発生した場合におきましては、適正に対応してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

**○志田教育長** それでは、委員より御質問等がございましたら、発言願います。

篠崎委員。

**○篠崎委員** 全校生徒に対して、いじめに関するアンケートをやっていたと思いますが、年に6回と書いてありますが、これは、文部科学省で何回やると決められていて、こういう回数になっているのでしょうか。

たしか、学期に1回ぐらいの自治体もあったような気もして、そこがどうなっているのかということ、アンケートの様式は、市が独自に決めているものなのかどうかを教えてください。

**○志田教育長** 瀧総合教育研究所長。

**○瀧総合教育研究所長** 確か、文部科学省等から出ているものは学期に1回程度だったかと思いますが、水戸市においては、それでは数が足りないであろうという市の判断の下、年6回実施することとしております。

アンケート用紙につきましては、市独自のものとございます。市から提示したものを使って各学校でアンケートを行っております。

**○志田教育長** 富田委員。

**○富田委員** 令和2年度のいじめ重大事態が小学校・中学校各1件ずつということなのですが、これは、その後、どうなっているのですか。今も対応しているのでしょうか。

**○志田教育長** 安田教育研究課長。

**○安田教育研究課長** その2件につきましては、全て報告も済み、今のところは完了しております。

一つは、転校されたお子さんがいらっしゃるのですが、そちらのお子さんについては、転校先で毎日登校しているということで伺っております。

もう一つは、手元に資料がないため、確認いたします。

**○志田教育長** 後ほどお願いいたします。

富田委員。

**○富田委員** 転校することですうまくいっているのだったら良かったと思いますけれども、それが自殺などにつながらないよう、引き続き、よろしく願いいたします。

**○志田教育長** 先ほど説明があったとおり、3月に、文部科学省から、いじめ重大事態に関する通知が出ておまして、一つは、今までもそれはやっていたらならなかったのでしょうかけれども、犯罪に相当するようないじめについてはすぐ警察に通報するよというものです。通知が出ているということは、全国的にそこの部分が抜けていたりとか、学校だとどうしても教育的なことを考

えてためらうというか、そういう部分があったのではないかと思います。次に出たのは、文部科学省の児童生徒課からで、本年度から創設された、こども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを置くというものです。重大事態が文部科学省まで上がったら、すぐこども家庭庁に情報を共有し、要請に応じて第三者の視点から助言するというので、恐らく、学校だけとか、市の教育委員会だけとか、文部科学省だけとか、そういうことではもうなくなっている。水戸市でも、前年度にこども部が設立されていますが、学校だけ、教員だけで対応するのではなくて、第三者の目を早めに入れるような流れになってきているのではないかと思います。

だから、新しくできたこども家庭庁の組織も、虐待の防止やいじめに対しても、いじめ調査アドバイザーをつけているわけですから、水戸市でも必然的にこども部と連携をとることになります。今までは、学校や教育委員会だけで対応していましたが、本当はそれで解決できればいいのですが、その体制によって全国的にマスコミ等で報じられているようなことや、命まで落としてしまう子どももいるということを考えてときに、早めに対応していればそうならなかった事例もあったかもしれませんし、そういったことが今のような対応の流れになってきているのだと我々も深刻に受け止めていまして、一昨日、学校長会があったときに、そういう話も少しさせていただきました。早く情報共有をして、重大事態に陥らないような対応策を取っていかねばならないと思っております。

篠崎委員。

**○篠崎委員** みんなでいじめる、無視するような継続的ないじめというのは学校の中で起きているのですが、1回きりの暴力や性暴力なども含めて、学校の中ではなくて、休日や登下校の場で起きている場合、学校としての関わり方が少し変わってくるのかなと思っております、実際には外で起きたことだから知りませんとは言えないので、いろいろ関わるのだとは思いますが、そのあたりは何か決まりやマニュアルがあるのでしょうか。

**○志田教育長** 瀧総合教育研究所長。

**○瀧総合教育研究所長** 学校外で起きたいじめ等についても、すぐに保護者の方から相談という形で学校に連絡が入ることが多いです。

それに対しては、当然、学校で関わりを持ちまして、話を聞き、両方の御家庭に連絡を取るといようなことをしております。

ただ、今、一番心配されていますのは、SNS等に関わるもの、これは学校内で起きることはまずございません。後から家庭でやっていたり、外で何らかの方法でやっているということが分かった時点で調べていくことが多いというのが現状でございます。

**○志田教育長** 篠崎委員。

**○篠崎委員** なかなか悩ましいというか、よく私も相談を受けたときに、親同士のけんかみたいになれば、外で起きたことは、もう勝手にやらせておけという感じで、そうなったら学校は引いてしまったほうがいいのかではないですかと言う場合も多いのですが、最初から学校は関係ないとは絶対に言えないので、どうしても関わっている間に、どんどん紛争に巻き込まれていってしまうのですよね。だんだんいじめていたほうといじめられていたほうが逆になって、いじめられていた側の保護者がいじめた保護者を今度はいじめるようなことも多く、解決もしづらと思うのです。感想ですが。

**○志田教育長** あとは、今、瀧所長が言ったSNS等のいじめですが、ラインなどのいじめというのはなかなか発見しづらいですよね。昔とは違って外見だけでは全然分からない。ただ、見えな

くてもSNSでいじめられているということもありますから。

水戸市でも、ITジャーナリストを呼んで講演はやっているのですが、年1回だけでは、どうも少ないような気がします。もう少し回数を増やして、警察や弁護士会の方を呼んで、犯罪や、そういったことは決して許されないのだという講演を依頼したいと思っています。学校の中でも様々な取り組みはしているのですが、学校の先生だけではなかなか大変なのですよね。警察や弁護士のような外部機関の人に来てもらう機会を増やして、もしくは動画で流してもいいのですが、そんなことを考えていけないといけないと感じています。

保護者に対しても、犯罪に関わるいじめはすぐに警察に通報をしますよという啓発を徹底しないといけないのではないかなと思っているのです。

篠崎委員。

**○篠崎委員** 道徳の教科書にも入っていましたよね。

うちの子もも中学1年生ですが、グループラインで、何十人、何百人のものができていて、うちの子は、ラインは母親のラインでしかできないようになっていて、特定の子から来ると、妻が「誰ちゃんから来たよ」と言って本人に見せて、しばらく返させて、また回収するようなやり方なのでいいのですが、自分で持っている子は、当然使いますし、グループって勝手に入れられてしまうらしいのです。どんどん勝手に招待されてしまって、その中で誰かの悪口が飛び交ったり、いろいろな不適切なものが飛び交って、もう嫌だと思って抜けても、また入れられてしまうみたいなのです。

そういったこともあるし、あとは、そのグループに入れない、入れるもいじめになったり、なかなか難しいですよね。

**○志田教育長** 外部からの働きかけも大切ですが、あとは学校だけでなく家庭の協力も必要ですよ。

篠崎委員。

**○篠崎委員** すごい数のメッセージが飛び交って、短時間に何十件というのがばーっと来て、返す。それは、100人がいて、みんなでやっていたらそうなりますよね。とてもではないけれども、あんなものはやらせられないと言ってコントロールしている家庭もあれば、そうし切れないという家庭もありますし。

**○志田教育長** 内田委員。

**○内田委員** 先ほどのスクールロイヤーの件ですが、県の事業でスクールロイヤー活用事業がありましたので、保護者会の折にスクールロイヤーの講演を聞いていただいて、その後、話し合う場面を授業参観で見ていただく。そして、家庭でもお子さんにお話をしてくださいというような流れでやったことがあるのですが、せっかく水戸市で篠崎先生のように携わってくださる方がいらっしゃるの、そういったことでも来ていただくことが可能であれば、これは各学校でも、ありがたいことだと思います。

**○志田教育長** 個別案件については御相談を申し上げているのですが、個々人の先生や御家庭の保護者にもそれぞれ御理解いただかないと、それでも起こり得ることですので、地道に取り組んでいかなければならないと思っています。

篠崎委員。

**○篠崎委員** 言っていただければと思います。

**○志田教育長** よろしくお願ひします。

篠崎委員。

**○篠崎委員** スクールロイヤーについても、日本弁護士連合会の中で様々な議論がありまして、中には、スクールロイヤーとなるからには、教育についてちゃんと勉強をして、学校の先生と同じぐらいの教育者としての知見を持っている人でなければ関わるべきではないとまで言う人もいます。私なんかはそうではなくて、教育の専門家は先生方がいるわけなので、例えば、この指導が適切であったか、適切でなかったかというのは、それは先生方や教育委員会が判断をすることであって、正しい指導なのに正しくないと言われていたら、法的にどう対応するかとか、正しくない指導をしてしまったときにどう対応するかというのが弁護士のアドバイスだと思っています。それが正しいか、正しくないかという教育的知見のようなものを弁護士に求めるべきなのかというのを私は疑問に思っているのです。そこは専門分野が違っているのだから、これは先生の立場からすると絶対に間違っていないというものは間違っていないという前提でこちらは交渉なり裁判事でもやればいいのですが、その判断まで弁護士がすべきだという意見も、もちろん子どもたちのためにという気持ちは強いのですが、私からすると、そんなことをできる人なんて茨城県にいるのかなと思うのです。元学校の先生でしたという弁護士がたまにいますけれども、現場に5年いました、それで司法試験に受かりましたという方って、校長先生のような人の経験には遠く及んでいないわけで、現場を知らない人よりはいいですけども、それで知見として十分というわけでもないし、だからといって、文部科学省から出るものを我々が読んだり、学習指導要領を読んだりするというだけでもないのではないかとというのが私の意見なのですが、日本弁護士連合会の中ではそういうことを言う人もいるのですよね。

**○志田教育長** 今話を聞いていて、私たちが求めているのは、弁護士の立場の意見や警察の立場での犯罪に対する意見であって、先生の指導とは当然違うものだと思うのです。だからこそ、外部の人の意見をいただきたい。

篠崎委員。

**○篠崎委員** だから、教育論争みたいなことをしようとしてしまっているのだから、弁護士や外部の人がもっと学校としてどういうふうにするべきではないですかと意見するのは、私は違うのではないかと考えていて、学校側のニーズはそういうところにはないと思っているので、日本弁護士連合会の一部の人たちは、自分たちはそうやってどんどんものを申ししていきたいとか、学校を変えていきたいというような考え方は、少し私とは違うというのがよくあります。

**○志田教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○志田教育長** ないようでございますので、この件について終わります。

以上をもちまして、本日の案件につきましては、全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

菊池参事兼教育企画課長。

**○菊池参事兼教育企画課長** お手元に配付してございます次回以降の教育委員会会議等日程(案)について、御説明いたします。

ゴシック体の部分が、今回、追加及び変更があった日程でございます。

初めに、教育委員会所管施設等として、所管ではないのですが、教育部各課の事業での活用が予定されております水戸市民会館を、令和5年5月18日木曜日午後3時30分から視察いたします。

それに引き続き、2段目の第6回定例会を、視察後に水戸芸術館会議場に場所を変更いたしまし



て開催いたします。

一番下の第8回定例会につきましては、8月3日木曜日午後5時から、市役所本庁舎3階、教育委員会室で開催予定でございます。

日程については、以上でございます。

○志田教育長 その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○志田教育長 ないようでございますので、それでは、以上をもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

御苦勞様でした。

午後6時02分 閉会

## 9 議決事項

議案第15号について原案可決